



このたび、大津市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けておられる市民のみなさんや事業者の方への支援を開始しますので、その概要をお知らせします。今後も引き続き必要な生活支援、経済対策に取り組んでいきます。

※5月18日時点の情報に基づいて作成しています。

大津市 特別定額給付金のご案内

(国民1人につき10万円の給付金)

※感染拡大防止のため、原則申請は郵送またはオンラインに限ります。
市役所および支所での申請書の備え付けや受け付けは行いません。

(1)「郵送申請方式」

1

大津市から世帯主宛に申請書の発送 (5月下旬)

申請書は、基準日(令和2年4月27日)において、大津市の住民基本台帳に記録されている方が属する世帯の世帯主(申請・受給権者)に送付されます(例外もあります)。

2

大津市(特別定額給付金事務センター)へ申請書を提出

申請書に必要事項を記入し、裏面に「本人確認書類のコピー」および「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼り付けて、同封の返信用封筒にて令和2年8月31日(月)(当日消印有効)までに投函してください。

3

指定の口座に給付金を振り込みます(6月中旬～)

6月中旬より、おおむね2週間おきに口座振込を予定しています。

問い合わせ先

大津市 特別定額給付金事務センター
「大津市特別定額給付金」の件でお伝えください

6月より
対応

☎050-5370-7915
<受付時間> 9時30分～17時(土・日・祝日を除く)

(2)「オンライン申請方式」

マイナンバーカードを所持されている**世帯主の方**のみマイナポータルによるオンライン申請が可能です。
※通知カードでは申請できません。

(3) 上記(1)、(2)の方式によらず、ご事情により給付を急がれる場合

市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、「本人確認書類のコピー」および「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼付し、5月末日までに郵便で特別定額給付金室へ。ダウンロードができない場合はお申し出ください。

※申請に不備がなく(1)以外で5月中((2)は5月28日まで)に受け付けが済んだ方には、5月末または6月上旬に給付金の振り込みを予定しています。

☎特別定額給付金室 ☎528-2923

その他の支援等窓口

支援内容	問い合わせ先
住居確保給付金(家賃相当額。ただし上限有り) (離職や自営業の廃止等で収入が減少し、経済的に困窮し住居を失う恐れが生じている方)	生活福祉課 ☎528-2743
緊急小口資金(貸付金) (失業等により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸し付け)	市社会福祉協議会 ☎525-9316
総合支援資金(貸付金) (失業等により、生活再建までの間に必要となる生活費用の貸し付け)	
就学援助費 (家計が急変した市内の公立小中学校に在籍する児童生徒の家庭に対する就学援助)	学校教育課 ☎528-2967

※いずれも要件等詳しくは、各問い合わせ先にご確認ください。

※その他、市税、保険料、水道・ガス料金、下水道使用料の猶予制度などがあります。大津市コールセンター(☎077-523-1234(平日9時～17時))より担当課をご案内します。

～市内中小企業の事業継続を支援します～

**緊急
支援**

大津市新型コロナウイルス感染症対策 小規模事業者応援給付金

市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えるため、事業全般に幅広く活用できる給付金を支給します。

対象者 市内で事業を行う小規模事業者(※)・個人事業主
※従業員数が商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下の事業者。

給付金額 直近1カ月の売上額および直近3カ月の合計売上額が、
いずれも前年同月に比べ
(1) 50%以上減少 …… **30万円**
(2) 30%以上減少 …… **20万円**

*直近3カ月の売上減少額が上記の金額に満たない場合は、その額とします。



募集要項・申請書

商工労働政策課、各支所、商工会・商工会議所等の窓口で令和2年5月25日(月)より配布予定(市ホームページからもダウンロード可能)

申請方法

原則、郵送(または商工労働政策課の窓口へ)

申請受付

令和2年5月25日(月)開始予定

提出書類

- ①申請書・請求書(指定様式)
- ②売上実績明細書・確約書(指定様式)
- ③②の売上実績が確認できる資料(試算表・売上台帳など)
- ④直近1期分の決算書の写し
- ⑤事業所の所在が確認できる資料

※詳しくは、市ホームページに順次、掲載していきます。

こちらから
エントリー



大津市 小規模事業者応援給付金

大津市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業助成金

売上が一定割合以上減少し、資金の借入れを余儀なくされた中小企業のうち事業所税の納税義務者に対し、売上減少割合に応じて事業所税資産割額の全部または一部を助成金として交付します。

助成額 50%以上減少 …… **全額**
30%以上減少 …… **1/2**

※制度概要や申請方法は、5月下旬に市ホームページに掲載予定。

■持続化給付金(国)

1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対し、昨年1年間の売上からの減少分に応じた給付金が支給されます。

(上限額) 中小法人等：200万円 個人事業者等：100万円
(問い合わせ先) 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

■感染拡大防止臨時支援金(滋賀県)

滋賀県からの休業や営業時間短縮の要請を受け、休業等に全面的に協力された事業者に対し、支援金が支給されます。

(支援金の額) 中小企業等：一律20万円 個人事業主：一律10万円
(問い合わせ先) 緊急事態措置コールセンター ☎528-1344

商工労働政策課 ☎528-2754

新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安(5月8日改定)

下記のいずれかに該当する方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。なお、この目安は、市民のみですが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

- ★息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ★重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病等の基礎疾患がある方など。
- ★上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です)

〈妊婦の方へ〉

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。

〈保護者の方へ〉

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

保健所保健予防課 ☎522-7228

大津市
「帰国者・接触者
相談センター」

受付時間 毎日 8時40分～20時

受付時間 毎日 20時～翌朝8時40分

連絡先 ☎077-526-5411

連絡先 ☎080-2409-1856

